

別表（第6条関係）

斎場使用料

区分		単位	関係市町村の住民	関係市町村以外の住民	
火葬料	遺体	13歳以上	1体	27,000円	71,000円
		13歳未満	1体	16,000円	40,000円
		死産児	1体	8,000円	18,000円
	再火葬		1kg	6,000円	18,000円
施設使用料及びその他の焼却					
遺体安置室		24時間以内 1棺につき	4,000円	9,000円	
胎盤		1kg	3,000円	9,000円	
切断された四肢		1肢	3,000円	9,000円	

備考

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合は、関係市町村の住民の欄の使用料を適用する。
 - (1) 遺体（死産児を除く。）及び遺体安置室 **死亡者が死亡時に、田川市、香春町、添田町、川崎町、糸田町、大任町、福智町及び赤村（以下「関係市町村」という。）の住民基本台帳に記録されている者であるとき。**
 - (2) 死産児 死産児の父又は母が関係市町村の住民基本台帳に記録されている者であるとき。
 - (3) 再火葬 使用者が関係市町村の住民基本台帳に記録されている者であるとき。
 - (4) 胎盤、切断された四肢 使用者が関係市町村の住民基本台帳に記録されている者又は田川地区内に所在する医療機関等であるとき。
- 2 再火葬を除く火葬料の額は、待合室の使用料に相当する額を含むものとする。
- 3 待合室の使用は、拾骨を終えるまでとする。
- 4 遺体安置室の使用については、24時間を超えるときは、12時間を経過するごとに3,000円を加える。この場合、12時間未満は12時間とみなす。
- 5 施設使用料及びその他の焼却の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。